

[設問1]

第1. 第3回のデモ行進の拒否について <1. 法令違反について

(1) ~~同行進の拒否~~^{条例3条1項4号}は、デモ行進を行う者の当該行進を行う自由(憲法(以下略)21条1項)を侵害するものとして、違憲であるが。

(2) ここで、デモ行進については、歩く集会の自由として、集会の自由(21条1項)として、その保障を受ける。

(3) また、本件においては、第3回目デモ行進を行うための申請が拒否されており、同自由が制約されている。

(4) として、デモ行進は、行進を通じて自らの意思を表明して、伝達する行為は表現活動であるといえる。行進場所については、幹線部道に沿って行われ、~~そこ~~^{そこ}はB県最大の商業ゾーンでもあることから、パブリックな場所として表現行為が優先されるべき場所とも言える。また、B県による規制態様は、許可制という極めて強度は規制を敷くものといえる。

~~また~~ ここで、合憲性については、目的が必ず不可欠で、その手段が必ず最小限度か判断する。

(5) 本件では、デモ行進は周囲に迷惑が掛かる高度の蓋然性が見込まれる場合、その規制目的は必ず不可欠のようにも思える。しかし、B^県市は警備員の配置は適切に対応することも可能であるから、その手段は必ず最小限とはいえない。

以上より、法令違反である。

2. 適用違反について

(1) 条例3条1項4号は、条例14条1項23, 25の行為がなされる

第

問

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

これが「明かである」として規制をできている。もちろん、この「明かである」とは、従来の行為の態様を踏まえ判断するべきである。

(2) 本件では、第1.2回ともに行い住民の生活の平穏な生活を害するべく行為活動を終えている。そして、上記に見られるように、当該条例はデモ行為の自由を侵害するものでもある。そうすると、本件において、14条に該当する事由が「明かである」ということはできない。

(3) したがって、適用違憲がある。

第2. 教室の利用の拒否について

1. 同趣旨は、経営学部がCが教室利用を認められていたにもかかわらず、Cに対してこれを拒否するべく別異の取扱いをするものとして、平等原則(14条1項)に反しないか。

2. ここで、14条1項は各個人の事情に着目し、実質的平等を表現することを目的としている。そうすると、ある程度の区別は許容されるが、同区別が合理性を有しない場合までは認められない。

3. 本件の場合、Cが講演会のために教室を利用することは、自身の学問活動の一環として、憲法23条に基づき保障を受けられるものである。また、講演内容については、デモ行為が禁止されるために行われる内容とはおおよそ異なり、これはデモ行為という憲法21条1項で保障される重要な内容の代替物であるとも言える。そして、B県大学はCの講演が政治色が

強いてしているが、これは講演内容を見れば規制する内容規制
であると言えた。この内容規制は、規制に伴う差損を生じさせ
やすく、恣意の危険性もある。

ここで、合憲性については、目的が必要不可欠で、その手段が
必要最小限度かを判断する。

4. 本件では、県立大学は、公正かつ中立は公の場として、政治色
のある講演会を認めないことは必要不可欠であるとも思える。

しかし、B県立大学側であれば、講演の中を見れば判断するこ
も可能であった。講演を途中で中止するこれにはつじつまが、
~~さほど~~ 混乱は生じないものともうかがえる。

5. したがって、本件の別異取扱いは、合理性を有せず、14条1
項に反するものである。

[設問2]

第1. 第3回行進の拒否について

1. B県側の反論

(1) 法令違反について

Aが主張する自由については、団体行進自体が許可制
により制約されているのはよく、周囲への平穏な環境を
維持する観点から、許可を得ずに制約されるという何ら自
律的制約にも乏しい。すなわち、条例14条の該当事由に当ら
ない限りにおいて、当然に行進を行うことが許容されて
いる。

そのため、厳格な審査基準によらねばならない。

仮に厳格は審査基準によつては、デモ行進が始まり、交通渋滞が生じ、レプロビコールが行われる中、事後的に警備員による取締りを行うことはなかなか難しく、その混乱を^格集^収捨つることも難しいといえる。

したがって、手段としても不許可とすることが必要最小限度である

(2) 通商 達意 について

本件においては、第2回目の行進の時点で参加者は2000人近くに達しており、その時点でさえ、交通渋滞やレプロビコールという状態が生じている。そのため、参加予定人数が同規模の2000人である第3回目の行進においても、上記と同様、むしろそれ以上の弊害が生じ得ると考えられる。

したがって、条例14条1項が掲げる事由の該当が「明らかである」ということができた。

したがって、通商 達意 ではない。

2. 私見 (1) 法令 達意 について

~~母~~ Aの主張がよろしく、団体行進の自由は21条1項により、保障を受ける。

~~母~~ 確かに、Aの主張がよろしくBによる許可制が敷かれるため、強度の制約のようにも思える。もちろん、この点については、B側が主張がよろしく行進の態様次第であり、

行進自体が初めから禁止されているわけではない。むしろ、
3. 同困との関係での付随的制約であると言える。

しかし、行進の自由については、自身の意思伝達手段として

重要はものごあることにほ 変わりがない以上、規制 について
は慎重に検討する必要がある。

そこで、目的が重要で、手段~~と~~との間に実質的関連性
があるか判断する。

ウ。本件では、条例は条1項の事由に当る場合は、当該弊
害を防ぐため、目的は重要である。

手段については、Aの主張するよう³に警備員の配置が考え
られる。しかし、デモ進行の人数や態様により、必ずしも
警備員の配置により、その弊害がくい止められるとは限らな
い。ほかには、警備員への触発行為により、一瞬、うろこ
り進行者が暴徒化してしまふ可能性は否定することができ
ない。そうすると、警備員の配置により全てが解決するとい
うこともできない。

したがって、条例³持条の定めをうける事前の許可制を敷く
ことは、目的達成のために有効的であり、過度でもない。
ゆえに、実質的関連性も認められ、合憲である。

(2) 通用条憲について

条例3条1項4号が「明らかである」といふことについては、
団体行進の自由が21条1項保障のもつ重要は権利である
ことから、抽象的には危険性では足りないと解される。すなわち、
危険が生ずる現象の具体性が求められるというべきである。

本件においては、第2回目のデモ行進のときの状態・影響が
「明らかである」と当ることをB側は主張する。しかし、これは第2

1 回目的デモ行進をもとにした憶測の域を出ない。

2
3 したがって、事件においては未だ、第三回目的デモ行進においても
4 該当事由への弊害が主たる現象が具体的危険性が生じ
5 ているとはいえない。

6 ~~は~~ 中えに、適用違憲である。

7 第2 敬差利用の拒否について

8 1. B県側の反論

9 敬差の利用については、大学が決まらなければならない。大学の自
10 治が及ぶ範囲である。そのため、自治性の尊重により、司法審
11 査には委ねないものとする。また、Aが主張するものは、
12 請求権であり、憲法23条は自由権的側面を有するものとして、
13 利用する権利までは認めない。

14 したがって、^Aの主張する別異取扱いは、不合理な区別には
15 当たらず、14条1項には反しない。

16 2. 私見

17 3. まず、事件問題が大学の自治の範囲内にあるかどうかにつ
18 いては、Cゼミの講演会が政治性を有するものとして拒否して
19 いる以上、政治的行為についても言及する必要がある。真に
20 大学の自治の範囲で済ましているとはいえない。

21 したがって、司法審査の対象にはなり、審査の過程で、その内容
22 を考慮するべきである。

23 1. 次に、Aの主張するところ、Cゼミの講演内容を理由に
規制がせられており、内容規制の側面は認められる。また、Bの

主張のなすうに憲法23条は利用権を認めしものではない。

そこで、目的が重要手段との間に実質的関連性が認められるかを判断する。

う。本件では、Bは県立大学であり、公正かつ公平な講演をこのことが設立目的上求められているといえることから、政治色のある講演を規制する目的は重要である。

もつち、Cが三は、B県知事の政策の是非を問う政治色のある内容を扱うも、その場には賛成・反対の両意見を有する議員の出席を予定していた。これによれば、講演者が政治家であることをもって直ちに、B大学の中立性が崩れるような政治的講演が行われるおそれがあったとはいえない。

したがって、当該手段は、目的との関係で適合的ではなく、過度であった。ゆえに、実質的関連性が認められない。

エ。以上より、^{Cが三}再に対する別異取扱いは、14条1項に反し、違憲である。

以上

（
第

問

）